

1. 趣旨

日本証券業協会では、国際連合の提唱する国際社会全体の目標である SDGs で掲げられた社会的な課題に積極的に取り組んでおります。

少子高齢化を迎える我が国において、子供の貧困問題は、我々証券業界にとっても当事者意識を持って取り組むべき課題と認識し、この度、SDGs を推進する施策の一つとして、この問題の解決に向け、2019 年 12 月、証券会社と NPO 法人等を結ぶプラットフォームである子どもサポート証券ネットを構築いたしました。

子どもサポート証券ネットとは、NPO 法人等は受領を希望する支援を、証券会社は提供できる支援をそれぞれ専用のエクセルファイル※に登録し、メールを通じて相互に登録内容の閲覧や交流ができる仕組みです。

※Windows 環境での利用を想定して作成したエクセルファイルになりますので、Mac をご利用の場合、ご登録いただけない場合がございます。

<動作保証環境>

OS : Windows10、Office : Microsoft Excel 2016

2-1. 加入要件

子どもサポート証券ネットに加入するためには、原則として以下の要件のすべてを満たしている必要があります。

ただし、以下の要件のうち、(1)から(6)のいずれかを満たさない場合においても、豊富な活動実績を有する全国的な組織、行政機関から推薦を受けた団体等、日本証券業協会が子供の貧困問題の解決のために適切な法人又は団体であると判断した場合は、加入を認める場合がございます。個別にご相談ください。

- (1) 国内に主たる事務所を有する非営利法人の法人格※を有する団体であること
※特定非営利活動法人／公益財団法人／公益社団法人／社会福祉法人
- (2) 国内の子供の貧困問題の解決を目的とする活動を行っていること
- (3) 上記(2)の活動について法人格の取得後に 1 年以上の活動実績があること
- (4) 子供を対象とする対外的な活動を定期的(月 1 回程度)に実施していること
- (5) 上記(2)の活動に関する情報発信を定期的(月 1 回程度)に実施していること
- (6) 法令(法人の設立の根拠となる法律を含みますがこれに限られません。)を遵守し、所轄官庁の指導に従っていること
- (7) 政治・宗教活動を目的としていないこと
- (8) 反社会的勢力(「定款の施行に関する規則」(昭和 48 年7月2日、日本証券業協会)第 15 条に規定する反社会的勢力をいいます。)でなく、かつ、反社会的勢力と一切関わりがないこと
- (9) その他日本証券業協会が子どもサポート証券ネットの利用者として不適切と判断する事実が存在しないこと

2-2. 同意事項等(場所の提供又は役務の提供(ボランティア、プロボノ等の人材の受入れ)を希望する場合)

(1) 場所の提供を希望する場合

場所の提供を希望する場合は、2-1. 加入要件に加えて、次の①及び②の事項への同意が必要となります。

- ① 提供される場所の管理規約等を遵守し、当該場所の施設、設備、機器等を汚損、破損、滅失等することのないよう最大限の注意を払うこと
- ② 当該場所の所有者、管理者等の指示に従うこと

(2) 役務の提供(ボランティア、プロボノ等の人材の受入れ)を希望する場合

役務の提供(ボランティア、プロボノ等の人材の受入れ)を希望する場合は、2-1. 加入要件に加えて、次の①から③の要件を満たしている必要があります。

- ① ボランティア、プロボノ等の人材の受入れについて組織的な規程、制度等が十分に整っていること
- ② 過去にボランティア、プロボノ等の人材の受入れの実績があること
- ③ 受入れを担当する常勤職員(有給・無給は問わない)がいること

なお、審査の結果、一部の団体の加入を見送らせていただく場合がございます。予めご了承ください。

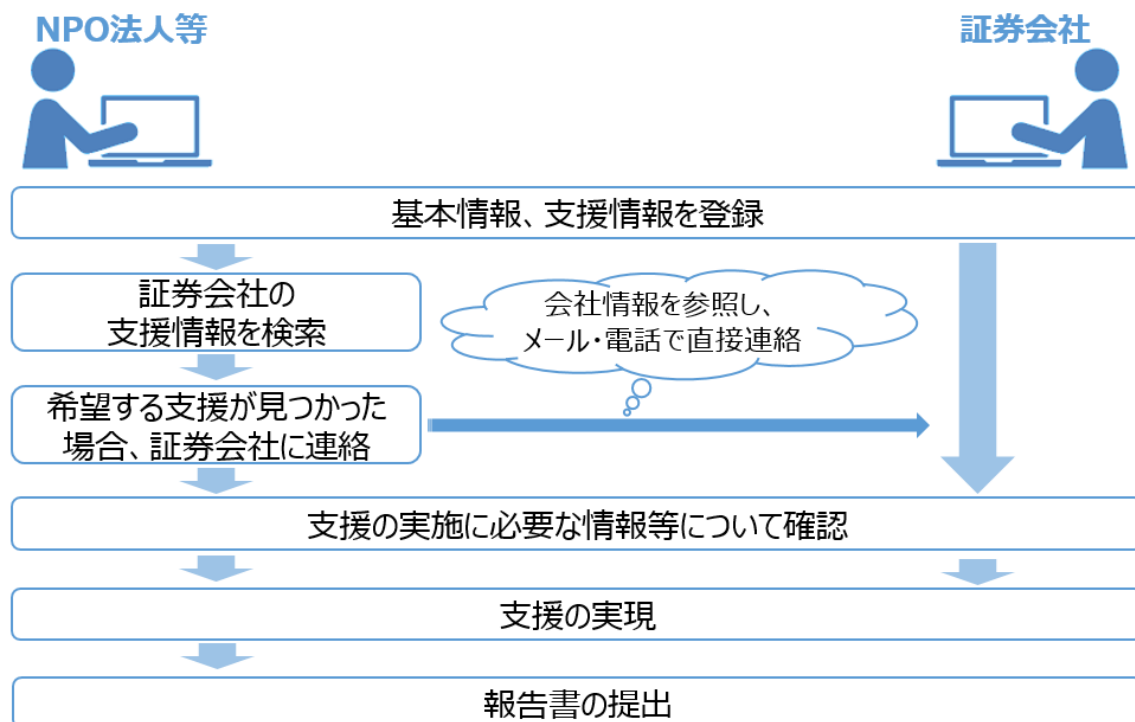
3. 加入後に利用者ができること

・利用者は、子どもサポート証券ネット上に、自らの基本情報(プロフィール)及び支援情報(受領を希望する支援に関する情報)を登録・掲示することができます。

- ・利用者は、証券会社の基本情報(プロフィール)及び支援情報(提供を希望する支援に関する情報)を閲覧・検索することができます。
- ・利用者は、証券会社の支援情報を閲覧・検索して特定の証券会社に連絡したり、利用者の支援情報を閲覧・検索した証券会社から連絡を受けたりすることができます。
- ・利用者は、支援の実施の可否、内容、条件等について証券会社と協議し、契約が成立した場合、その契約に基づき支援を受けることができます。
- ・支援を受けた場合、利用者は、所定のフォーマットにより、日本証券業協会に報告を行っていただきます。
- ・こどもサポート証券ネットの利用方法、利用上の留意点等の詳細については、利用規約及びガイドラインに定められていますので、そちらもご確認ください。

<支援の実現までのイメージ>

※NPO法人等側から申込みの連絡をする場合の例を図示しておりますが、証券会社側から申込みの連絡を受ける場合も想定されます。その場合も同様の流れとなります。



4-1. 支援の内容について

こどもサポート証券ネットを通じて授受される支援の種類は、「物品の寄付」「場所の提供」「役務の提供」を予定しています。

●支援の内容の例

- 物品の寄付:米、乾麺・乾物・缶詰・調味料、レトルト・インスタント食品、飲料・菓子、詰め合わせ(ギフトセット)、筆記具、日用品、医療品・医薬品、玩具、各種チケット(商品券・クオカード・割引券等含む)、オフィス家具・インテリア
- 場所の提供:企業所有の会議室、研修室など(2021年以降に追加することを検討中)
- 役務の提供:学習支援、キャリア相談などのボランティア活動、プロボノ活動など(2021年以降に追加することを検討中)

※支援の実施の有無及び実施する場合の支援の内容は、支援を提供する各証券会社と支援を受領するNPO法人等の協議によって決まります。希望する支援が必ず提供されるとは限りませんので、予めご了承ください。

4-2. 支援の実績について(2020年1月～2020年12月末)

2020年1月から12月末の間の実績は以下のとおりです(物品の寄付のみ)。

- 総支援件数:260件(登録物品数1件の支援成立につき、1件とカウント)

<マッチングしている主な物品(合計)>

- 米(精米済み) 447 kg
- 飲料(災害備蓄品の水、ジュース等) 約285 ℓ
- パック米、インスタント・レトルト食品 約1500食
- その他、缶詰、乾麺、日用品(タオル・筆記用具)等

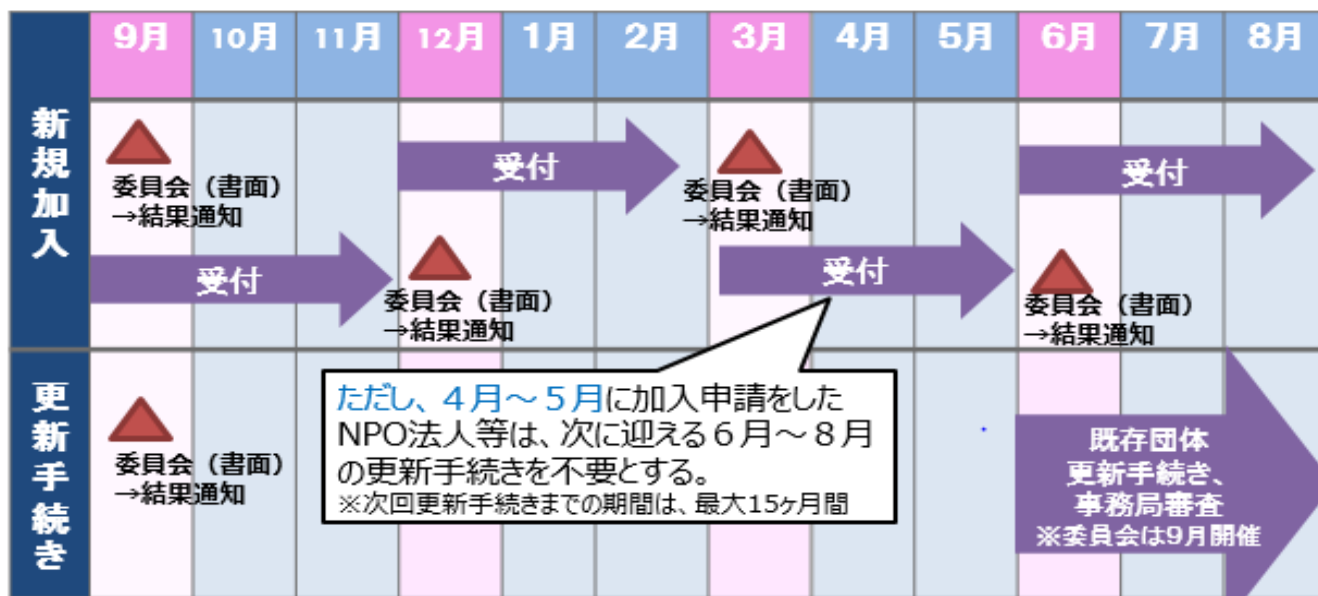
5. 加入申請の手続き

[申請スケジュール]

以下の表のとおり、2月末、5月末、8月末、11月末までに加入申請のあったものにつき、原則として申請期間の締切翌月に加入審査を行い、申請期間の翌月末までに加入の可否をメールにてご通知いたします。

	申請期間	加入審査	結果通知
第1期	12月1日～2月28日	3月1日～3月31日(最大)	3月31日までに
第2期	3月1日～5月31日	6月1日～6月30日(最大)	6月30日までに
第3期	6月1日～8月31日	9月1日～9月30日(最大)	9月30日までに
第4期	9月1日～11月30日	12月1日～12月30日(最大)	12月30日までに

※加入審査にあたっては、提出していただいた申請書等を基に、証券会社の役職員及び有識者から構成される「会員とNPO法人等とのプラットフォーム運営委員会」にて加入要件等を審査し、加入の可否を決定します。



[申請方法]

- ・日本証券業協会のホームページ(<https://www.jsda.or.jp/sdgs/kodomonet.html>)より加入申請書・確認書をダウンロードしていただき、必要事項を記入後、専用フォームより、添付資料(事業報告書、財務諸表、定款・規約、役員名簿など※)と併せて提出してください。
- ※2020年1月1日以降、提出期限が到来した事業報告書・財務諸表について、新型コロナウイルスの感染拡大により、提出が行えなかった場合、前事業年度の資料をご提出ください。
- ・子どもサポート証券ネットに加入するためには、利用規約及びガイドラインに同意していただく必要があります。加入申請の際は、必ずこれらをご確認ください。

[加入費用]

加入及び子どもサポート証券ネットの利用に係る費用は無料です。

[更新手続(加入要件の再審査)]

毎年7月～8月頃に実施、9月末日までに再審査結果の通知

※4月～5月に加入申請を行った場合、その年の7月～8月頃に実施する更新手続きは不要となります。

[利用可能期間]

「結果の通知を発送した日」から「次の9月末日の更新手続(加入要件の再審査)の再審査結果通知日」まで

※加入初年度は、最短半年、最長1年3か月で利用期限を迎えますが、次年度以降の利用期間は1年間になります。

※利用の継続を希望する場合は、日本証券業協会が別途定める更新手続(直近の事業年度の事業報告書、財務諸表、定款・規約、役員名簿の提出)が必要になります。

6. その他注意事項

※加入申請時に提供していただいた個人情報は、利用規約第15条第2項に定める目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

7. 問い合わせ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会 SDGs 推進室(こどもサポート証券ネット担当)

TEL:03-6665-6783(平日 9:00~17:00)